



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4438 号 2018.6.13 発行

障害児向け「エリート校」が生まれる根本理由
 体 中島 隆信：慶應義塾大学商学部教授



都が鳴り物入りで進める特別支援教育の正

東洋経済 2018年06月13日

教育機関がすべきことは、障害のある学生や若者を隔離して既存の型にはめるよう訓練を施すことではないはずだ (写真：Rich Legg/iStock)

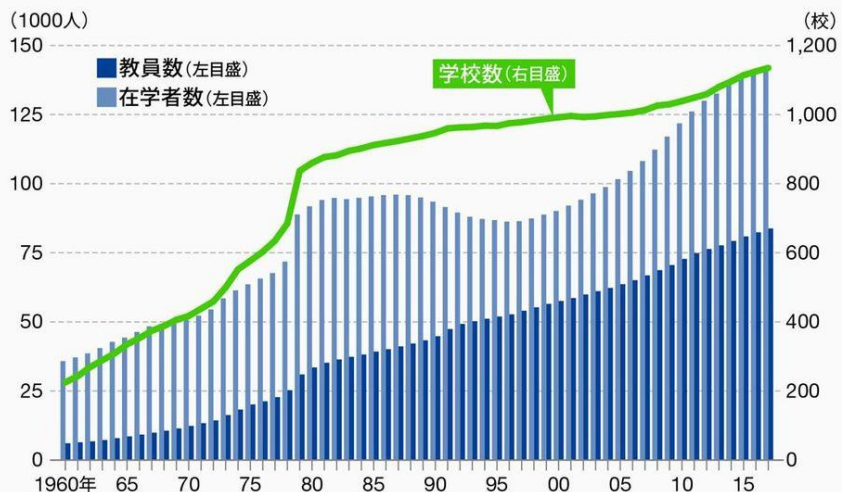
少子化で子どもの数が減る一方で、障害のある生徒たちが通う特別支援学校の数は増え続けている。特別支援学校が力を入れているのは民間企業への「就労支援」で、東京都では企業就労率 100%を目標に、職能開発科と就業技術科が設置され、特別なカリキュラムが組まれている。

法定雇用率が引き上げられる中、企業は法定雇用率をクリアしようと「障害者向け」の仕事を作り出し、それに合わせて特別支援学校も就労対策をしているという構図だが、就職が教育のゴールとなってしまってもよいのだろうか。また、それは障害者だけの問題なのだろうか。『新版 障害者の経済学』を上梓した慶應義塾大学商学部教授の中島隆信氏に解説してもらおう。

子どもの数が減る一方で、増え続ける特別支援学校

日本の教育界で特異な現象が起きているのをご存じだろうか。障害のある生徒たちが特別な支援を得て受ける教育のことを「特別支援教育」と呼ぶが、その"市場"が急速に拡大しているのである。

■ 特別支援学校の学校数、在学者数、教員数の推移



(出所) 文科省『学校基本調査』

TOYOKEIZAI ONLINE

1997年から2017年までの20年間で、特別支援学校の数は1.16倍、在学者数は1.64倍、

そして教員数は 1.55 倍になった。少子化の影響から、普通校ではそれぞれの数値が 0.86、0.78、0.94 であったにもかかわらずである。

日本における障害児の公教育の歴史は比較的新しく、スタートしたのは今から 40 年ほど前の 1979 年のことである。国家がすべての国民に平等に教育を受ける権利を保障するのが義務教育の趣旨なのだが、それ以前は、障害児はそこから除外されていたのである。

もちろん、いくつか障害児向けの公立学校や篤志家の設立した学園は存在していたが、その数は限られていたため、障害児を抱える親にとって養護学校（現在の特別支援学校）の設置は切実な願いだった。

ただ、障害児教育が何を指すべきかを十分に検討しないまま学校だけが次々と作られたことによる弊害も生まれた。障害児と一言でいってもその特徴は千差万別である。普通校でやっていることをそのまま当てはめてもうまくいかない。

たとえば、知的障害のある子どもの場合、同じことを教えても理解度にはばらつきがあり、なかには目に見えた成長がほとんど見られない生徒もいる。身体障害では、知的能力にはほとんど問題がなく車いすで移動できる子どももいれば、ストレッチャーに仰臥したままの重度の生徒もいる。

生徒本人たちの教育的ニーズがバラバラかつ不明確で、成果も見えにくいということになると、いきおい学校としては保護者や教師の利害を優先させることになる。保護者の場合は、わが子とはいえ 24 時間共に過ごす苦悩から解放されたいという欲求がある。そんな保護者にとって学校は無料のレスパイト（ひと休み）提供機関となるだろう。

他方、教員は生徒や保護者からの明確なニーズの提示がなければ自らの教育理念に基づいて行動するしかなくなる。そのひとつが「障害のある子たちにも普通校の生徒と同じ経験をさせてあげたい」というものだ。特別支援学校では、運動会、文化祭、修学旅行などがその教育的意義について深く検討されることもなく実施される。そこには現場の努力と相応のリソースが要求されるため、まさに教師たちの熱意によって成り立っている行事といえる。

軽度障害児のための"エリート校"と受験対策塾

このような学校生活を終え社会に出る段階になると、障害児や保護者には試練が待ち構えている。それは次の行き先である。文部科学省の調査によれば、2012 年 3 月における特別支援学校高等部(本科)卒業生の進路は、知的障害児で福祉施設が 66.7%、企業就労が 28.4% となっており、肢体不自由児では施設が 80.4%、就労が 10.5% となっている。つまり、多くは福祉施設に入所しているのである。

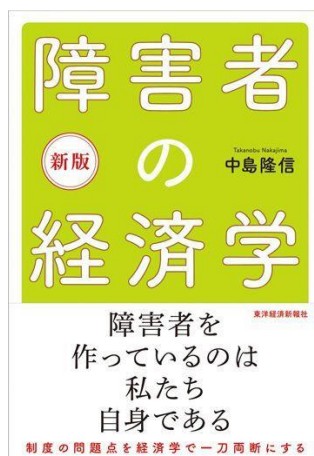
ほとんどの卒業生が障害者施設に入り、そこで単価の低い単純作業をするのであれば、学校は何のために存在しているのかという批判が出てもおかしくない。施設職員の数倍の給与をもらっている教員に対し、目に見える成果を出すようプレッシャーがかかるようになったのである。

『新版 障害者の経済学』

そこで学校は成果が見えやすい"就労支援"に力を入れるようになる。前回（日本の「障害者雇用政策」は問題が多すぎる）も触れたように、日本の民間企業は従業員の一比率にあたる障害者を雇うよう義務づけられている。この"法定雇用率"は 2013 年に 1.8% から 2%、2018 年には 2.2% へ引き上げられた。そして、2020 年には 2.3% まで上がることが予定されている。この度重なる法定雇用率引き上げに対応するため、企業は働ける障害者を確保しようと必死になってきた。

この"追い風"にいち早く乗ったのが東京都教育庁である。なぜ東京なのかは容易に察しがつくだろう。東京には企業が集積しており、いきおい障害者に従事させる間接業務が多く存在してい

るからだ。



具体的には、企業就労率 100%を目標に、職業開発科と就業技術科がこれまで都内にある 7 つの特別支援学校に設置されてきた。そこでのカリキュラムは、1 年次に事務、清掃、介護などの作業を一通り経験し、2 年次に就労分野を絞り込み、3 年次に就労先を定めて専門的な知識と技術の向上を図るといった内容だ。

入学の際には、カリキュラムに適した能力を備えているかどうか確かめる適性検査もある。まさに企業就労を目指す障害児のための"エリート校"といえる。これがどのような事態を招くかは一目瞭然だろう。すなわち、入学を目指す障害児のための塾の誕生である。将来の就職がかかっているのだから、本人はもとより親も受験に熱を上げるのは無理もない。

だが、考えてみれば奇妙な図式だ。法定雇用率をクリアしたい企業は障害者向けの事務や清掃などの業務を切り出す。そして、そこに卒業生を入れたい学校は生徒たちにそうした業務中心の訓練を施す。さらに、そこに子どもを入れたい保護者は適性検査をパスできるよう塾通いさせる。

つまり、東京都が鳴り物入りで導入した特別支援教育とは、いわゆる"障害者仕事"を提供する企業への就職をゴールと定め、そこに至るまでの関門をクリアできそうな生徒たちを集めて訓練させているだけなのだ。

このように企業就労が特別支援教育の目的となればどうなるだろうか。少しでも子どもに発達の遅れがあると感じた親は、なまじ普通校に通わせていじめを受けたり就職活動で苦勞したりするよりも、特別支援学校に入れて訓練を受けさせ、いわゆる"障害者枠"を使って企業に就職するほうが安心と考えるようになるだろう。

すなわち、法定雇用率引き上げを背景とするこうした"需要と供給の追いつき"が冒頭で述べた特別支援教育が急拡大した要因のひとつと考えられるのである。

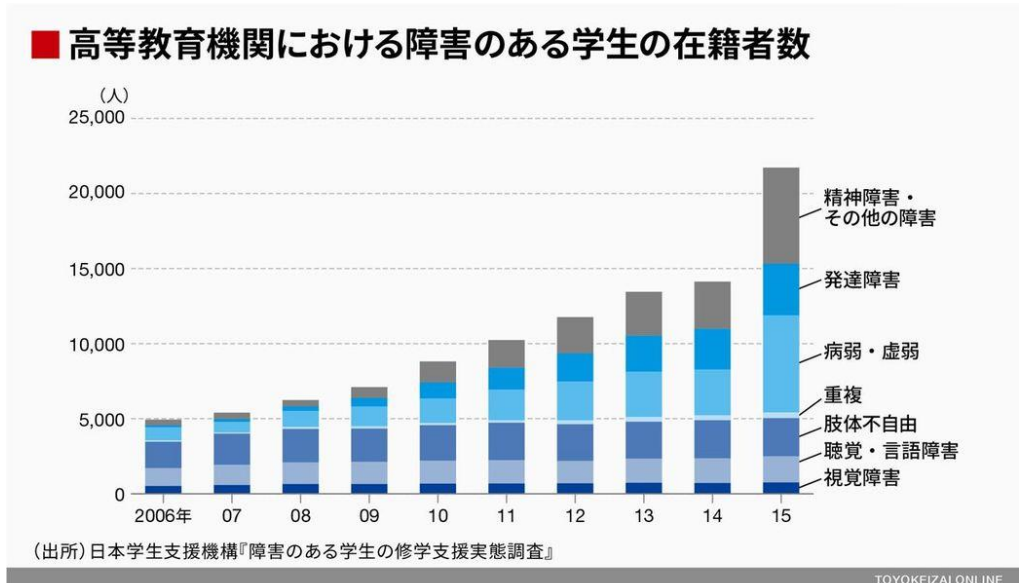
大卒の障害者の 4 割の進路が決まらない現状

この現象を障害児だけの特殊ケースとみなすのは適切ではないだろう。なぜなら、これは"教育とは何か"という本質的な問題を投げかけていると思われるからだ。就職がゴールになっているのは何も特別支援学校に限った話ではない。

子どもの数が減るなか、企業は戦力となる若者を採用すべく青田買いに走る。一方の大学生も 3 年次から企業が主催するインターンシップやセミナーに参加し、大学での専門課程の勉強よりも就職活動のほうを優先する。また、大学としても就職実績の良さを売り物に学生を集めている以上、そうした動きに対してあからさまに異を唱えることができない。

就職が教育のゴールになった弊害は別の形でも出始めている。日本学生支援機構の調査によれば、2015 年 5 月時点で大学等に在籍する障害のある学生は 2 万人以上に達し、10 年前

の 4 倍の勢いで増えてきている。なかでも増加が著しいのは、病弱・虚弱、発達・精神障害のある学生だ。日本の大



学では一部の学部を除けば入試で面接を取り入れておらず、学力考査のみで学生を選抜している。したがって、上記のような健康上の問題や障害を抱えていても、筆記試験の出来がよければ大学に進学してくるのである。

ところが、そうした学生も就職となると話が違ってくる。就職活動は学生にとってはじめての実社会での真剣勝負である。自分の能力を企業に伝え、自分を売り込まなければならない。

一方、企業は能力のある学生を採用したいものの、コミュニケーションに難があったり、健康上問題を抱える学生は採りたがらないだろう。なぜなら、入社してからの人事が面倒になるからである。その結果、上記の障害のある学生のうち4割は卒業後の進路が決まっていないのである。

就職をゴールとする教育でいいのか

教育の本来の使命とは、子どもたちの潜在能力を見だし、それを伸ばし、将来の可能性を広げることだろう。就職をゴールとする教育においてその本来の使命を果たすことができるのだろうか。

先に挙げた特別支援学校の例では、生徒たちの可能性を広げるところか、すでに企業内で実践されている事務や清掃などの"障害者仕事"への従事を目標に訓練を積ませている。また、大学生は勉強よりも就職活動を優先させ、大学サイドも語学やコミュニケーションなど就職に役立つスキルの向上により力点を置くようになりつつある。

日本でもようやく認知され始めた"障害の社会モデル"とは、障害が当事者にあるのではなく、社会の側にあるという考え方である。その考え方によれば、医学的には障害者であっても、それが社会で障害とみなされなければ障害者にはならない。

逆に、どんなささいなことでも社会から受け入れられなければ障害になる。特別支援教育が拡大し、障害のある若者が増えているということは、それだけ社会が障害を作り出している結果と解釈することもできる。つまり、これまで当たり前とされてきた画一的な学び方や働き方に対応できない生徒や若者が増えてきているのである。

だとすれば、教育機関がすべきことは、そうした生徒や若者を隔離して既存の型にはめるよう訓練を施すことではないはずだ。むしろ、学び方を生徒たちに合わせ、その潜在能力を開花させることだろう。そして、真の就労支援とは、その成果を働く場で活かせるよう企業に働きかけることではないだろうか。

障害者は社会を映す鏡である。そこには現代社会のさまざまな問題が映し出されている。私たちはそこからもっと学ばなければならない。

「子供産むか選べる社会を」 強制不妊手術問題でシンポ 朝日新聞 2018年6月12日

旧優生保護法下で障害を持つ人たちが不妊手術を強制された問題で、障害者の支援団体が5月30日、仙台市内でシンポジウムを開いた。1月に仙台地裁に国家賠償請求訴訟を起こした60代の原告女性の義姉が、被害を告白する難しさやその意義などを約200人に語りかけた。

「いまこそ優生思想を考える～強制不妊手術の歴史から」と題したシンポは、障害者を支援する「全国自立生活センター協議会」（東京）が主催した。

原告の義姉は、提訴に際して「家族からどう思われるか心配だった」と語り、自身の長女から反対されたことを初めて明かした。本人（原告）は今、不自由なく暮らしているし、あえて苦勞する必要はない。お金がほしいのかと人に言われるのもいやだ――。長女からの連絡は、しばらく途絶えたという。

しかし、最近になって連絡があり、ニュースに接するなどして「やっぱり変だよ。手術される必要はなかった。おなか痛って、いつも言っていたもんね」と理解してくれた様子だったという。「安心した」と語った義姉は、改めて「障害者でも、子どもを産むか産まないか、自分で選べる社会であってほしい」と訴えた。

原告弁護団長を務める新里宏二弁護士は「被害者が声を上げることが社会を変える大きな力になる」と力を込めた。(井上充昌)

学校や警察 理不尽な扱いも 障害者相談増す 認知度 17年度全体件数118件 医療、福祉…内容多岐に

中日新聞 2018年6月13日 富山

県障害福祉課の相談室に寄せられた2017年度の相談件数が、118件になった。そのうち障害者への差別に関する相談は25件あり、中には学校や警察による障害を理由とした不利益な対応もあった。(山中正義)

全体の相談件数は、相談室を開設した一六年度より四十一件の減少。差別に関する相談件数も減ったが、内容は医療や教育、福祉サービスなど前年度より多岐にわたった。

県障害福祉課によると、ただ散歩をしていただだけの知的障害者に対し、警察官が変なことをしていると疑って声掛けした事案や、学校で知的障害者が授業中に発言の機会を与えられなかった事案が含まれていた。医療機関では、軽度な知的障害であったにもかかわらず、受診に家族の同伴を求められたケースもあった。

差別に関する相談以外の九十三件は、友人らとのトラブルなど生活上の悩みについてだった。

同課の担当者は「窓口の認知度が高まり、いろいろな相談を受けるようになったが、今後も継続的に周知していく必要がある」と話している。

相談室では現在、専門の「広域専門相談員」二人が対応している。各地域にはより身近な窓口として、市町村が推薦した民生・児童委員らが「地域相談員」となって活動している。一七年度末には七百四人いて、本年度中には千三百人程度に増やす方針。

また、相談室への報告はなかったが、県視覚障害者協会の調べでは、一六年四月～一七年十二月、県内の飲食店や医療機関、交通機関などで視覚障害者が盲導犬の同伴を拒否された事例もあった。

佐賀県は障害者差別解消法について解説したハンドブックを出している。表紙で「障害のある人もない人もみんなが暮らしやすいまちに」と訴え、中身の事例で「学校の受験や入学を拒否する」を「×」としている



合理的配慮について 個に応じ、生きやすく

上毛新聞 2018年6月12日

最近、障害者福祉の分野で「合理的配慮」という言葉をよく耳にします。いったい、合理的配慮って何でしょう。

障害のある人が日常生活や社会生活を営んでいこうとすると多くの困難に直面します。これらの困難をバリアー（障壁）と呼んでいます。駅の段差や階段などの物理的バリアー、情報を伝える際の情報のバリアー、福祉サービスを利用する際の制度のバリアー、そして人々の心の中にある差別や偏見などの心理的バリアーなどがあるといわれています。これらのバリアーを少なくしたり、なくしていくことを合理的配慮と言います。2016年4月施行の障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の禁止と、さまざまなバリアー（法律では「社会的障壁」と言います）をなくしていくことを目的としています。

車椅子にのる身体障害者の方が、2階に上がることが困難であれば、階段がバリアーになっていると考えられます。エレベーターを設置することにより、このようなバリアーをなくしていくことが合理的配慮です。

知的障害や発達障害のある方々の合理的配慮とは何でしょうか？ 身体障害者の方々の場合と少し異なる面があるかもしれません。例えば、知的障害者の場合、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける、漢字を少なくしてルビを振るなどとされています。

発達障害者の場合、視覚的な伝え方の工夫をします。例えば、具体的に「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなどされています。また、スモールステップ（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をするなど）による情報伝達によって、障害のある人自身にとってわかりやすい方法を工夫することがポイントになります。

知的遅れが無い発達障害の方々は、大学や大学院、専門学校などで学んでいます。発達障害の特性が、努力が足りない、我慢ができない、社会性がないなど誤解されやすいため、本人にそれらの原因を求められる場合が多くなります。学生が大学で学習や生活しやすい環境を教員たちがつくっていないことにはなかなか目がいきません。どうしても、障害者自身に原因が帰されてしまいます。しかし、障害者差別解消法の施行とともに、大学においても、発達障害の学生への合理的配慮が少しずつ始まっています。

それぞれの障害者の「合理的配慮」は、それぞれの障害者にとって異なっています。障害のある人それぞれに応じた合理的配慮がさまざまな場面で提供されると、障害のある方々が、もっともっと生きやすくなるでしょう。

上智大総合人間科学部社会福祉学科教授 大塚晃 高崎市八千代町

【略歴】重度知的障害者施設指導員、厚生労働省専門官を経て現職（障害者福祉論担当）。主な研究テーマは発達障害者などの地域生活のためのシステムづくり。高崎市出身。

Stand・by・you!そばにいるよ 障害学生の力に 東京医大看護学科講師、NPO運営委員 瀬戸山陽子さん(37) 毎日新聞 2018年6月13日

NPO法人「健康と病いの語りディベックス・ジャパン」(東京都)は、患者や家族が病気体験を語る動画をデータベース化し広めることで、患者主体の医療の実現を目指している。ここの運営委員として、障害を持ちながら学ぶ若者の声を集めた「障害学生の語り」プロジェクトを始めた。

15歳で脳の血管に異常が見つかり、看護大学2年の時に受けた4回目の手術で、歩行障害と顔面まひの後遺症が残った。「看護師になりたい。でも、障害を持った私が大学にいていいの?」。悩み、もがく中、支援組織を通して同じように障害を持つ学生たちと出会い「自分だけじゃない、と心底ほっとした」。

大学に掛け合って介助者を付けてもらい、つえをつきながら臨床実習をこなして国家試験に合格。研究の道に進み、今は東京医科大看護学科の講師として看護師を目指す学生たちと向き合う。

「障害学生の語り」は長年温めてきた企画。一昨年に障害者差別解消法が施行されたが、障害を持つ学生たちがどんなサポートを必要とし、どんな工夫をして学生生活を送っている

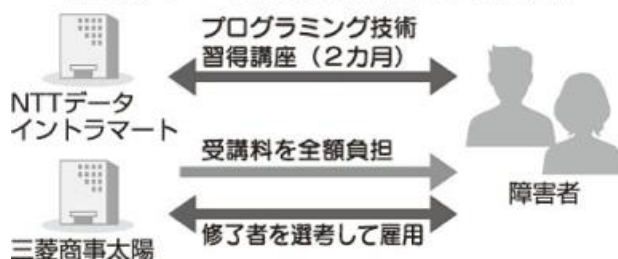
るのかという「生の声」はまだ少ない。「当事者の話を聞くと障害へのイメージも変わる。これから大学に行きたいと思っている後輩へのメッセージになれば」とほほ笑んだ。【横田愛】

障害者のIT技術者養成 別府市の三菱商事太陽 大分合同新聞 2018年6月13日



NTTデータイントラマートと共同で、障害者のIT技術者を養成する取り組みを始めた三菱商事太陽＝別府市

障害者のIT技術者を養成する取り組み



別府市の三菱商事太陽とソフト会社「NTTデータイントラマート」(本

社・東京都)は、障害者のIT技術者を養成する取り組みを共同で始めた。イントラマート社は障害者を対象にしたプログラミング技術習得講座の教材を提供。三菱商事太陽は講座の受講料を全額負担し、修了者を選考して雇用する。障害者の技能向上を支援し、就労機会の確保につなげる。

両社はWebアプリケーションの構築や運用ができるソフトウェア「イントラマート」を習得する技術者養成講座の受講者の募集を1日から始めた。応募条件は▽障害者手帳を持っている▽自宅にパソコンがあり、インターネット接続環境がある▽三菱商事太陽に就職(在宅就労を含む)を希望し、週20時間以上働ける一ことなど。定員は20人で、応募多数の場合は選考する。県内外は問わない。研修期間は8月1日から2019年3月末までのうちの任意の2カ月間で、インターネットを使って自宅で履修できる。

修了認定を受けた人の中から、実務研修などの選考を経て三菱商事太陽が在宅就労型のシステムエンジニアとして雇用契約を結ぶ。採用人数は決まっていない。応募や選考状況などを見て判断する。

同社は従業員114人のうち約6割の70人が障害のある人で、その多くがITを活用して情報処理システムの開発やホームページ作成などの業務を担っている。在宅就労者も5人雇っており、これまでの実績とノウハウを活用するという。雇用契約に至らない場合も想定されるが、全国的にIT技術者の不足に悩む企業が増えているといい、障害者の就労支援にもつながるとみている。

同社の福元邦雄社長は「やる気があっても通勤が困難で働くことを諦めていた障害者に仕事を提供できれば。来年度以降も継続していきたい」と話している。

ETC「半額」障害者割引、相次ぐ悪用…阪神高速、20人の不正発覚 「制度存続に悪影響。根絶を」 産経新聞 2018年6月12日

高速道路料金が半額となる身体障害者向けのETC割引制度を悪用し、正規料金の支払いを免れるドライバーが相次いでいることが12日、分かった。阪神高速道路会社(大阪市)が今年4月末までの1年間で約20人の不正を確認した。兵庫県警は2月、同社の情報をもとに過去5年で130万円以上を“踏み倒した”とされる男を逮捕したが、今後も不正が続けば、身体障害者全体の利便性に悪影響を及ぼす恐れもある。(木下未希)

5年間で2400回超も

「障害者の割引制度を悪用している車がある」

昨年12月、同社からこんな相談を受けた県警は不正な車の捜査に乗り出した。運転し

ていたのは兵庫県内で自動車整備会社を営んでいた男（65）。今年2月、電子計算機使用詐欺などの疑いで男を逮捕した。

県警によると、男の妻は身体障害者で、10年ほど前に妻名義で高速道路料金の割引制度の適用を福祉事務所に申請。割引を受けるのに必要なETC車載器とカードを登録した。

同制度は身体障害者が登録した車を自ら運転するか、重度の障害者を乗せて別の人運転する際、高速道路料金が半額になる。男は制度を悪用しようと、仕事で使うレッカー車に車載器を移設。登録したETCカードで過去5年間、阪神高速道路を2400回以上も不正通行した。不正に免れた正規料金は約130万円以上にのぼった。

料金改正で発覚

県警の調べに対し、男は「安い料金で通行しなかった」などと身勝手な理由を供述した。

なぜ、不正は5年以上も発覚しなかったのか。

阪神高速の料金

は昨年5月末まで「普通車」と「大型車」の2つに区分されていたが、男のレッカー車は中型車。料金区分上は普通車に含まれ、車載器を移し替えて登録カードを使えば自動的に割引が適用された。事故を起こして警察沙汰にでもならない限り、不正を見つける手立てがなかったのだ。

ところが、同社は同6月に料金区分を改正し、中型車と普通車を分離した。男はこれまで通りレッカー車でETCレーンを通行したが、レーンの機器が車種を判別できず、エラーが生じたことで不正が発覚した。

利便性向上の末

昨年の料金区分の改正を機に同社が調査を進めたところ、約20人のドライバーが男と同じ手口で割引制度を悪用していたことが判明した。同社はこれらのドライバーについても警察当局に被害を相談するなどしており、現在も捜査は進行中とみられる。

ETCが導入された当初、身体障害者が割引を受けるには、料金所で職員に直接料金を支払う必要があった。だが、利便性向上の観点などから平成16年以降、登録した車載器とカードを使えばETCレーンを通行できるようになり、これを機に同様の不正が始まったとみられる。

同社の担当者は「悪質ドライバーが増えれば、障害者のETC割引制度が見直される可能性もある。今後不正には毅然と対応していく」。

NPO法人「兵庫障害者センター」の井上義治事務局長は「ETC割引制度は高速料金が半額になるとはいえ、障害者を抱える家庭の負担を考えれば支援額としては不十分。それなのに一部の人が制度を悪用すれば、制度自体の存続が危うくなるだけでなく、障害者への支援全体に対し厳しい目が向けられることになる。一刻も早く根絶しなければならない」と話している。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

